

大分大学医学部看護学科の臨床教授等に係る選考に関する内規

令和6年6月5日制定

令和6年医学部内規第3-17号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部臨床教授等の称号付与に関する細則（平成24年医学部細則第3-3号。以下「細則」という。）第4条第3項の規定により、大分大学医学部看護学科の臨床教授等（臨床助教を除く。以下同じ。）に係る選考に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 臨床教授の選考基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療福祉の分野において15年以上の経験を有する者
- (2) 所属する関連教育病院等における常勤の職員である者
- (3) 所属する関連教育病院等で看護学科学生の実習の受け入れにおける指導体制の責任者である者
- (4) 所属する関連教育病院等の看護部長相当の役職にある者又は特筆すべき看護実践、管理経験、研究業績若しくは社会貢献の実績を有する者

2 臨床准教授の選考基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療福祉の分野において10年以上の経験を有する者
- (2) 所属する関連教育病院等における常勤の職員である者
- (3) 所属する関連教育病院等で看護学科学生が実習する部署での指導の責任をもつ者
- (4) 所属する関連教育病院等の副看護部長相当の役職にある者

3 臨床講師の選考基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療福祉の分野において5年以上の経験を有する者
- (2) 所属する関連教育病院等における常勤の職員である者
- (3) 所属する関連教育病院等で看護学科学生が実習する部署での指導の責任をもつ者
- (4) 所属する関連教育病院等の看護師長相当の役職にある者

(候補者の推薦)

第3条 臨床教授等の候補者の推薦は、学部長又は看護学科長が別に定める様式により行うものとする。

(候補者の選考)

第4条 臨床教授等の候補者の選考は教務委員会で行う。

(候補者の選考の省略)

第5条 学部長は、付与しようとする称号と同一の称号を過去に付与された者及び本学において付与しようとする称号の種類に相当する職に在職したことがある者に称号を付与しようとするときは、教務委員会における候補者の選考を省略することができる。

附 則

この内規は、令和6年6月5日から施行する。